

独立行政法人環境再生保全機構 平成 26 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 26 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収関連業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減が図られるよう、必要な取組を行う。

② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上とするための取組を行い、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 委託事業者が主催する申告納付説明・相談会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。また、全ての都道府県等でオンライン申請が維持出来るよう、担当者に対し研修を実施する。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、運用方針に基づき安全で有利な運用に努める。

自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

3. 調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、平成26年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。

大気環境の改善分野に係る調査研究についても、中期計画に則り、平成26年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する。

公募の実施に当たっては、ホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

また、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息専門医等によるぜん息等講演会の開催、ぜん息電話相談などの事業並びにNPO法人等の知見を活用した事業を積極的に実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

当該年度の研修に参加したソフト 3 事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

6. 助成事業

環境保健分野に係る助成事業については、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト 3 事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

環境改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、真に必要な事業に限定して実施する。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

また、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、活動の成果・効果が明確に目標設定された活動や、企業・行政等との連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的な事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成対象の裾野の拡大を図るため、機構ホームページ等の活用及び関係機関との連携などの助成事業に係る周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催し、助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行う。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、新たな評価システムとして、評価手法の明確化等の検討を行い事業の推進を図る。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、要望書及び支払い申請書などの各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするとともに、中間支援組織等と連携して助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、環境パートナーシップオフィスなどの関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、若手プロジェクトリーダー研修などの助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。また、民間団体を支援している他の助成団体などと情報交換等を行うなどの連携を図る。

なお、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、第三者の評価や参加者のフォローアップなどを行い、今後の研修に反映させる。また、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

広報・募金活動の強化に向けて機構内の体制を整備するとともに、新たな募金方法等を検討・実施し、これまでの取組について国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組み、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で済むケースを増加させることで、療養中の方々からの認定申請の総件数のうち半数以上を3か月以内に処理するよう努める。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、他制度との連携を図る。

(2) 迅速かつ適正な支給

被認定者が受診する医療機関等に対し医療費の支給手続きを分かりやすくお知らせするなど、被認定者からの請求が円滑に行われるよう努め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

3. 制度運営の円滑化等

(1) 保健所等への情報提供

各地域で保健所等への説明会を実施し、担当者の相談・受付業務の知識を深め、申請手続の円滑化を図る。

(2) アンケート調査

救済制度の適切な運営等に資するため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。

(4) 調査・情報収集の実施

環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。

(5) 医療機関等への知見の還元等

診断技術の向上を図るため、中皮腫の確定診断に係る細胞診について中皮腫実習研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関わる学会等でセミナーを開催する。

(6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

4. 救済制度の広報・相談の実施

(1) 制度に関する広報等

広報に関する計画を定め、新聞広告等により広範な広報を実施するとともに、地域別の被認定者の認定状況なども参考に、地方公共団体主催のイベント等とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

(1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

(2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集に努める。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を開始する。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため検討を開始する。

(2) 内部統制の強化

コンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティリスク及び施策の確認等を行うとともに、情報セキュリティ監査を定期的の実施し、適切な情報セキュリティレベルの確保を図る。

コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成26年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成26年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 引き続き、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施する。

また、平成 25 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

別紙のとおり

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、

- ① 約定弁済先の管理強化
- ② 返済懲漥
- ③ 厳正な法的処理
- ④ 迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済懲漥にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 26 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、本中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

IV. 短期借入金の限度額

平成 26 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. 剰余金の使途

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

- (1) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。
- (2) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (3) 人員に関する指標
(参考) 期初の常勤職員数 140 人

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

平成26年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	1,689
国庫補助金	942
その他の政府交付金	12,309
都道府県補助金	700
長期借入金	3,500
業務収入	44,296
運用収入	1,312
その他収入	192
計	64,940
支出	
業務経費	55,864
公害健康被害補償予防業務経費	46,487
うち人件費	375
石綿健康被害救済業務経費	4,702
うち人件費	362
基金業務経費	4,293
うち人件費	144
承継業務経費	382
うち人件費	216
借入金等償還	8,700
支払利息	163
一般管理費	793
うち人件費	359
計	65,520

[人件費の見積り]

平成26年度 1,253百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	332
国庫補助金	242
その他の政府交付金	8,347
業務収入	36,874
運用収入	834
その他収入	6
計	46,634
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	46,487
うち人件費	375
一般管理費	243
うち人件費	108
計	46,730

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	3,962
業務収入	1,035
その他収入	72
計	5,069
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	4,702
うち人件費	362
一般管理費	295
うち人件費	131
計	4,997

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	884
国庫補助金	700
都道府県補助金	700
運用収入	478
その他収入	57
計	2,819
支出	
業務経費	
基金業務経費	4,293
うち人件費	144
一般管理費	129
うち人件費	58
計	4,422

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	473
長期借入金	3,500
業務収入	6,387
その他収入	57
計	10,418
支出	
業務経費	
承継業務経費	382
うち人件費	216
借入金等償還	8,700
支払利息	163
一般管理費	125
うち人件費	61
計	9,371

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,008
經常費用	62,008
公害健康被害補償予防業務経費	46,492
石綿健康被害救済業務経費	4,702
基金業務経費	4,315
承継業務経費	5,152
一般管理費	1,145
減価償却費	53
財務費用	150
収益の部	62,546
經常収益	62,546
運営費交付金収益	1,689
国庫補助金収益	242
その他の政府交付金収益	9,254
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,090
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060
業務収入	42,029
運用収入	1,339
その他の収益	68
財務収益	775
純利益	538
前中期目標期間繰越積立金取崩額	107
総利益	645

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,756
經常費用	46,756
公害健康被害補償予防業務経費	46,492
補償業務費	45,466
予防業務費	1,025
一般管理費	245
減価償却費	20
収益の部	46,649
經常収益	46,649
運営費交付金収益	332
国庫補助金収益	242
その他の政府交付金収益	8,347
業務収入	36,874
資産見返負債戻入	9
運用収入	839
財務収益	6
純利益(△純損失)	△ 107
前中期目標期間繰越積立金取崩額	107
総利益(△総損失)	△ 0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,023
經常費用	5,023
石綿健康被害救済業務経費	4,702
一般管理費	295
減価償却費	26
収益の部	5,023
經常収益	5,023
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,090
その他の政府交付金収益	907
資産見返負債戻入	26
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,448
經常費用	4,448
基金業務経費	4,315
地球環境基金業務費	925
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3,083
維持管理積立金業務費	306
一般管理費	129
減価償却費	4
収益の部	4,448
經常収益	4,448
運営費交付金収益	884
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060
地球環境基金運用収益	210
維持管理積立金運用収益	289
資産見返負債戻入	4
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,781
經常費用	5,781
承継業務経費	5,152
一般管理費	476
減価償却費	3
財務費用	150
収益の部	6,426
經常収益	6,426
運営費交付金収益	473
事業資産譲渡元金収入	5,155
資産見返負債戻入	3
財務収益	769
雑益	25
純利益	645
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	645

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	356,687
業務活動による支出	59,188
投資活動による支出	270,869
財務活動による支出	8,703
翌年度への繰越金	17,927
資金収入	356,687
業務活動による収入	70,416
運営費交付金収入	1,689
国庫補助金収入	942
その他の政府交付金収入	12,309
都道府県補助金収入	700
業務収入	43,232
運用収入	1,365
その他の収入	10,179
投資活動による収入	271,464
財務活動による収入	3,510
前年度よりの繰越金	11,296

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	90,770
業務活動による支出	46,971
投資活動による支出	36,600
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	7,196
資金収入	90,770
業務活動による収入	45,570
運営費交付金収入	332
国庫補助金収入	242
その他の政府交付金収入	8,347
業務収入	35,810
運用収入	840
投資活動による収入	36,600
前年度よりの繰越金	8,600

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	75,325
業務活動による支出	5,149
投資活動による支出	69,200
翌年度への繰越金	975
資金収入	75,325
業務活動による収入	5,069
その他の政府交付金収入	3,962
地方公共団体等拠出金収入	1,035
その他の収入	72
投資活動による収入	69,200
前年度よりの繰越金	1,055

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	179,970
業務活動による支出	5,336
投資活動による支出	165,033
翌年度への繰越金	9,601
資金収入	179,970
業務活動による収入	12,891
運営費交付金収入	884
国庫補助金収入	700
都道府県補助金収入	700
運用収入	525
その他の収入	10,082
投資活動による収入	165,633
財務活動による収入	10
前年度よりの繰越金	1,436

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,622
業務活動による支出	1,731
投資活動による支出	36
財務活動による支出	8,701
翌年度への繰越金	154
資金収入	10,622
業務活動による収入	6,886
運営費交付金収入	473
業務収入	6,387
その他の収入	25
投資活動による収入	32
財務活動による収入	3,500
前年度よりの繰越金	204

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。